

保育施設向け

福祉保健センターへの報告の目安

- 1 同一の感染症や食中毒、又はそれらによると疑われる死亡者や重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- 2 同一の感染症や食中毒、又はそれらによると疑われる者が10名以上又は全利用者の2割以上発生した場合
- 3 1及び2に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合
- 4 感染症法に定める感染症一～三類及び麻しん・風しんについては1人でも発生及びその疑いがある場合

報告方法

緑区ウェブページに掲載の「感染症等発生報告書（保育施設用）」を使用し、以下のいずれかの方法で、横浜市緑福祉保健センターこども家庭支援課へご連絡ください。

- (1) 電 話：【市立園】045-930-2216 【市立園以外】045-930-2331
- (2) F A X：045-930-2435 ※市立、市立園以外も共通です。
- (3) メール：【市立園】md-hoiku@city.yokohama.lg.jp
【市立園以外】md-kodomokatei@city.yokohama.lg.jp